

自治研究

第百一卷 第七號

令和七年七月十日発行

論 說

随想——「激励」の功罪……………東北大学名誉教授 藤田宙靖 3
行政処分への対世効と特許権の対世効(下)……………京都大学名誉教授 高木光 5

アメリカにおける国家責任法の後退(四・完)……………東京大学特任教授 玉井克哉 17

美濃部達吉行政法理論と「公定力」の呪縛及び原告適格を基礎付ける「法律上の利益」とは何か(一)……………都市開発研究所主席研究員 福井秀夫 38

最近の裁判例からみた住民訴訟(四号訴訟)に係るリスク管理の留意点(三・完)……………元内閣法制局参事官 加松正利 56

フルインクルーシブ先進国イタリアの現地視察を踏まえた分析と考察(五・完)……………日本大学教授 鈴木秀洋 73

同性婚(Ehe für Alle:万人のための婚姻)(一)……………アウクスブルク大学教授 フェアディナント・ヴォレンシュレーガー 99

大阪大学招へい研究員 宇多 鼓次郎(解題)……………大阪公立大学准教授 北村 幸也(訳) 99

研 究

仮処分の再申立ての規律……………山口大学准教授 佐藤佳那 117
——原子力発電所運転差止仮処分を題材に……………行政判例研究会

行政判例研究(70)……………行政判例研究会

二三「K」字型の変形交差点において、双方向に青色及び青色矢印を示すように設定され、車両の走行経路が交錯することになる状況を作り出した信号機の設置・管理の瑕疵を認めた事例……………国士館大学助教 飯田 森 138

ドイツ憲法判例研究(380)……………ドイツ憲法判例研究会

二六 ドイツ連邦議会における委員長選挙の選挙/解任の合憲性……………関西学院大学准教授 前 裕 大志 152